令和６年度第３回木更津市情報公開総合推進審議会　会議録

〇開催日時：令和７年２月１９日（水）　午後２時４０分から午後３時３０分まで
〇開催場所：木更津市役所駅前庁舎８階　防災室・会議室
〇出席者氏名
　審議会委員：吾郷珠麗、飯塚昭、伊東晶一、小林伸一、佐伯浩一、髙田旭祥、増山拓誠、松宮智生、原啓
　木 更 津 市：（事務局）中原総務部次長兼総務課長、渡辺課長補佐、河上係長、石井主査、梅田主任主事
　（関係課）経営改革課　山本課長
　資産税課　星野課長、檀谷係長
〇議題等及び公開非公開の別：全て公開
（１）　報告　個人情報の漏えいについて
（２）　報告　個人情報取扱事務届出について
（３）　その他

〇傍聴人の数：０人

〇会議内容

河上係長　ただいまより、令和６年度第３回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。私は進行を務めさせていただきます総務課法規係の河上と申します。よろしくお願いいたします。

今回、委員が１名交代になられまして、今までいらしていないのですが、原委員が新たに就任されております。いらした際にご紹介をさせていただきます。

次に、総務部中原次長からご挨拶申し上げます。

中原次長　総務部次長の中原でございます。

本来であれば、渡辺市長が参りまして、ご挨拶を申し上げるところでございますが、出席がかないませんので、私の方からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはご多用の中、木更津市情報公開総合推進審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

本市におきましては、委員の皆様のご協力のもと、木更津市情報基本条例を初めとする各種条例に基づき、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

本日は、個人情報の漏えい及び個人情報取扱事務届出についてのご報告をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様には、引き続き情報公開の総合的な推進のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

河上係長　それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第３条第１項の規定により、会長が議長となると定められております。

以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。

小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長　はい、ありがとうございます。

規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは本日の出席者の確認ですが、何名でしょうか。

（ここで到着が遅れていた原委員が入室）

河上係長　本審議会の会議は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第３条第２項により、委員の過半数が出席しなければ、開くことができないとされております。審議会の委員の定数は１５名、本日の出席委員は９名となっております。

小林会長　ありがとうございます。そうしますと、定足数を満たしているということになりますね。本日の審議会は成立します。

まず、本日の審議会の公開についてお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。本日は、皆様に郵送されている通り報告事項が３件となっております。

異議がないと判断しました。それでは公開ということで進めさせていただきます。

議事に入る前に皆様に連絡しておかなければならないことがもう１件あります。途中で退席される方は、前もって私の方に一言お声をかけていただきまして、退席していただければと思います。それから、審議会が始まってからですが、ご発言なさりたい方は手を挙げて、ご発言していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題の１、報告、個人情報の漏えいについて、財務部資産税課の方からの報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

河上係長　はい。前回の審議会以降に、財務部資産税課におきまして、個人情報の漏えいがありました。

個人情報保護制度の基本理念に照らして、紛失した経緯、再発防止策について、財務部資産税課よりご報告させていただきます。

資料はあらかじめお送りしております、「固定資産税、都市計画税納税通知書等の公示送達に係る個人情報の漏えいについて」というものをご用意いただければと思います。

星野課長　はい、説明申し上げます。私は、財務部資産税課の星野と申します。

同じく資産税課の檀谷係長でございます。

私から、２件の個人情報の漏えいについて、関連しておりますので、一括してご報告申

し上げます。

初めに、１件目、お手元の資料３、タイトルに（報告１／２）と書かれている報告をご覧ください。

まず１、概要についてでございますが、資産税課では、毎年４月に土地や家屋の所有者に対し、固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送いたします。

返戻された納税通知書については、現地調査や住所照会を行い、再送付いたしますが、なお納税通知書の送達を受けるべき住所等が明らかでない場合には、地方税法により、その送達に代えて公示送達、つまり市が送達すべき書類を保管しいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市の掲示場に掲示することでございますが、本市では、市役所朝日庁舎、駅前庁舎、富来田公民館の３ヶ所において、紙ベースで掲示をしております。

１枚目が公示送達書と書かれた、市長の公印がついております表紙に当たるものになります。公示送達をしますという旨と、公示送達者の第１期の期限につきましては今回の場合ですと４月３０日から５月３１日に延長しますということと、この書類は市長が保管しておりますから該当者は交付の請求をしてくださいという、表紙に当たるものがございまして、２枚目以降に該当者のリストが添付されているという形になります。

こちらの公示送達ができることとされております。

本件は、令和６年度の納税通知書の公示送達において、本来対象者ではない方１名を公示してしまいました。これに伴い、令和６年度１期及び２期の督促状の公示送達においても、公示しております。

さらに、こちらは２件目の事案の報告で説明をさせていただきますが、納税通知書の公示送達では、公示する必要のない個人情報を公示していたことも判明したものでございます。

その２、原因についてでございますが、令和５年秋に資産税課職員が、当時市外に住んでいた土地の所有者の住所を税システムに誤って入力いたしました。

入力の二重チェックにおいても発見できないまま、令和６年４月に送付した納税通知書が返戻され、公示送達に至ったものでございます。

返戻時の住所地調査におきましても誤った住所による住所照会を行ったため、居所不明との回答を受け、住所の誤りを認識できないまま、７月に木更津に転入してきた土地所有者が自宅に届いた催告書について市役所へ問い合わせをしたことにより発覚したものでございます。

３、経緯でございますが、発覚は１月２７日のお昼で、同日に電話及び自宅を訪問し直接謝罪と説明を行い、納税通知書をお渡しいたしました。

１月３１日に２件目の事案とあわせ報道発表し、市公式ホームページに公表いたしました。

また、２月６日に再訪し、書面による謝罪報告文書をお渡しし、改めて謝罪を行ったところでございます。

４、漏えい等が発生した保有個人情報の項目及び本人の数については、ご覧の各公示期間２週間ずつにおいて漏えいした項目は、①納税通知書については誤った住所と氏名、税額通知書番号、宛名コード。②及び③の督促状については、氏名のみとなっており、人数は１名でございます。

次の５、改善などの対応及び今後の再発防止策については、最初の原因であるシステム入力時の二重チェックの強化を行い、納税通知書の返戻時の調査方法を具体的な事例を列挙し整理するなど、見直しをいたします。

そして、職員の個人情報に対する重要性の認識を徹底し、再発防止に努めて参ります。

続きまして２件目、次の（報告２／２）と書かれている資料をご覧ください。

まず、１、概要についてでございますが、令和４年度から６年度の各年度における固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達において、公示する必要のない個人情報を公示していたことが判明したものでございます。

その２、原因についてでございますが、公示送達をする際の公示送達書において、木更津市税条例施行規則に基づく様式を用いず、令和４年度に更新された新たな税システムから出力される別のリストを用いてしまっていたことによるものでございます。

３、経緯についてでございますが、先ほどご報告させていただきました１件目の事案が発覚した際、その確認調査中に、公示送達においては氏名以外の住所、税額等の個人情報については本来公示する必要のないものであったことが、翌日の１月２８日に判明いたしました。

１件目の事例とあわせ、１月３１日に報道発表し、市公式ホームページに公表いたしました。

対象者の皆様には、２月６日に謝罪通知文を発送したところでございます。

４、漏えい等が発生した保有個人情報の項目及び本人の数については、（１）漏えいした項目は、住所、税額、通知書番号、宛名コード、世帯コード。

（２）人数については、延べ人数１９６人となっております。なおこの人数には、１件目の事案の１名も含んでおります。

また、個人情報の漏えいなどの場合で、個人の権利利益を害する恐れが大きいものとして、国の個人情報保護委員会規則に定める要件に該当する場合は、国の個人情報保護委員会へ報告することとされております。

本件の場合は、１００人を超える方に係る情報が漏えいしたことから、この要件に該当することとなり、すでに１月３１日に国へ速報を上げ、今後確報を提出しますことをあわせてご報告いたします。

５、改善などの対応及び今後の再発防止策については、こちらは基本中の基本となりますが、根拠法令を再確認し、規則様式による公示送達書を用いること、具体的には、起案文書に根拠法令を明示し、参考資料として根拠法令を添付することにより、次年度以降の再発防止を図って参ります。

最後になりますが、現時点で２事案とも個人情報の第三者への不正利用等、２次被害は確認されておりません。説明は以上でございます。

小林会長　ありがとうございました。

ご質問であるとか、ご意見等がございましたら、遠慮なくどうぞお願いいたします。

増山委員　一般的に二重チェックというものがどのように行われているかわからないのですけど、財務部資産税課の方では二重チェックとはどのようなことを具体的にはなされているのでしょうか。

星野課長　具体的に今回の例で申し上げますと、住所地をシステムに入力いたします。

入力者とは別の職員がその入力が正しく行われているのかというのを、今回の件ですと、法務局から届きました情報をもとに確認するという作業になります。

増山委員　ありがとうございました。

小林会長　他にご質問やご意見等はありませんでしょうか。

では私の方から確認なのですが、この１番目の報告について、住所を誤って職員の方が入力され、その住所の誤りを認識できないままで業務を進めたということですね。この職員の方はお１人ということですか。

星野課長　はい。入力作業したものが１人と、機能しなかったのですけれどダブルチェックをした職員がもう１人おるような形です。

小林会長　２人ということですね。

そしてこの誤りについては、本人、本来対象者でない方からの問い合わせがあって初めて気づいたということになるわけですね。

星野課長　左様でございます。

小林会長　こちらの方は今質問にあったような二重チェックの作業の中で、当然やるべきチェックをしていれば、起こることのない事案だと思いますね。ヒューマンエラーの一種だと。

ただヒューマンエラーと簡単に申しましても、扱われた情報が情報だけに、これは見過ごすことのできないヒューマンエラーだと思います。そういう観点から、市の方ではホームページを通じて公表されたと。

そして今後こういったヒューマンエラーが二度と起こらないような対策も、もう講じられているということですね。

星野課長　はい。

小林会長　二度とこういうことが起こらないようにというのはこの審議会全員の意見として、最後に言わしていただきます。

それから２点目ですね、最後の方に報告されているように、これは漏えいした情報の内容というよりも人数で、国の個人情報保護委員会への報告という形になったわけですか。

河上係長　はい、おっしゃる通りです。

１００名を超えるケースにつきましては、個人情報保護委員会への報告となります。１

件でも報告をするケースとしましては、いわゆる要配慮個人情報、例えば障がいの情報といった法定事項につきましては、１人でも国の方に報告するという形になっております。

小林会長　人数はかなりの人数であるのですが、その情報自体は、要配慮個人情報には該当しないと。だからといって、これは軽々しく扱うことはもちろんしてはならないわけで、くれぐれもこちらの事案も、これを教訓にして二度とこういうことが起こらないようにしていただければというのがこの審議会全員の意見です。よろしくお願いいたします。

この１件目に関してはこれで終了ということで、それでは続きまして２件目の個人情報の漏えいの事案についてのご報告をお願いいたします。

河上係長　それでは、市長公室経営改革課より、個人情報の漏えいについてもう１件ございました。資料につきましては、行政改革推進委員会委員のメールアドレス等の漏えいについてという報告書をお手元にご用意ください。

山本課長　経営改革課の山本でございます。今回、ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。それでは私の方からご説明をさせていただきます。

まず１の、今回の事象の概要でございます。令和６年９月１８日の午後４時頃でございますが、経営改革課の方で所管をしております行政改革推進委員７名の方と、委員が所属する団体の関係者１名の方に対しまして、行政改革推進委員会の日程調整についてメールを送信させていただきました。

その際に、本来、個人情報が表示されないＢＣＣでお送りをするところを、個人情報が表示されてしまうＴＯにメールアドレスを入れてしまいまして、受信した方全員がアドレス帳の登録名、名前及び勤務先、それとメールアドレスが把握できる状態になってしまったというものでございます。

午後４時４０分ごろ、１名の委員の方から電話でご指摘をいただきまして、私どもの方も把握をしたところでございます。

その後７時半ごろまでかけまして、委員の方全員と、所属団体の方１名に電話を入れまして、電話が繋がった方には謝罪とメールの削除のお願いをいたしました。電話が繋がらなかった方にはＦＡＸを送信しまして、同様に謝罪とメールの削除をお願いしたところでございます。

その後、改めて全員の方にメールを再度お送りしまして、ごみ箱を含めて、メールが残らないように、お願いをさせていただいたところでございます。

続きまして２番の漏えい等が発生し又は発生したおそれがある保有個人情報の項目及び本人の数でございます。

まず項目としましては、アドレス帳の登録名、名前と勤務先、それからメールアドレスでございます。本人の数は８名でございます。

続きまして次のページの３、原因でございます。

まずメールを送りました職員でございますけども、個人情報の取り扱いについて認識が足りなかった、理解をしていなかったということが一番の原因でございます。

続きましてもう１つは、二重チェックをすることとしておりましたがそこが徹底できていなかったところが原因でございます。

４番、改善などの対応及び今後の再発防止策でございます。

まず、1番目の原因でありました、職員の個人情報の認識につきましては指導を行ったところでございます。

それから、メールの二重チェックでございますけれども、メールを送信する際は、必ず上司の課長か係長のチェックを受けることとしたところでございます。

それから３番目としまして、このようなＢＣＣで送らずに、ＴＯとかＣＣでメールを送ってしまったという件が何件か続いておりましたので、システムの方で自動的にＢＣＣにすることで防ぐことができないかということを検討しまして、対応が可能になりましたので、メールシステムの方を改修しまして、市役所以外にメールを送信する際には、ＴＯとかＣＣに入力をしてもＢＣＣに自動に変換されるように、機能を追加したところでございます。

それから最後でございますけれども、本件につきましてホームページへの掲載と報道への投げ込みを行いまして情報漏えいについて公表を行ったところでございます。

また、市民の方にはメールを送信する場合にＢＣＣで送信することになりますので、それについても、一緒に公表を行ったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

小林会長　どうもありがとうございました。こちらの方の個人情報の漏えいにつきまして、何かご質問やご意見等がございましたら、お願いいたします。

松宮委員　はい。ご丁寧なご説明ありがとうございました。

ＢＣＣで送るシステムにされたということですけれども、それがいつからかということと、市がメールを送信する場合はということは、消防署等も含めて組織を限定しないものかどうかということ、もう１つは、自動的にＢＣＣにすることによって、別の不都合が生じてないかどうかですね、そのあたりご存じのことがありましたら教えてください。

山本課長　システムの導入でございますけども、１１月から運用を開始してございます。

それから導入した組織でございますけども、市から送るものはすべてこの運用を適用してございます。

メールを送信した場合にどの方に届いているのかを知りたいという方もいらっしゃるかと思います。表示がされないという点は若干気にかけていたところでございますが、特に苦情ですとかそういった声は、今のところは受けていないというところでございます。

その点につきましては運用で、そういった対応が必要な場合は送った先がわかるように、送る側の方で対応するようにお願いはしているところでございます。

松宮委員　わかりました、ありがとうございます。

小林会長　行政改革推進委員会の委員及び所属団体とありますが、例えば清和大学法学部に所属している委員が仮にいたとすれば、その委員の個人名と、勤務先、清和大学法学部、

それからメールアドレス、そのアドレスは、大学の公式のメールアドレスの場合もあれば、個人のプライベートなメールアドレスもあり得ますが、それは委員によっては違うと思います。

外部に、つまりその人以外に漏えいしたということですが、そういった３点の情報が、委員及び委員が所属する団体という比較的狭いエリアの中で、漏えいしたというような認識なわけですよね。

それから確か、行政改革推進委員会のメンバーの１人に、私の知る限りは私の大学に所属している同僚教員が確か１人入っていると認識しています。これは大学のホームページで公開されていますからね。

実はその方に、この件に関して、ちょっと質問をしました。

おそらく、次のこの審議会で報告があると思いますので、何かおっしゃりたいことがあればというふうにその方には振ったのですけど、特にありませんと。

あくまでもその方のご意見という認識ですけど、あくまでも狭いエリアの中での漏えいと認識しており、なおかつその方の氏名、所属に関してはすでに事務局も含めて委員の中では皆さんご承知のはずで、メールアドレスに関してはその方の大学の公式のアドレスだったそうです。だからその方に言わせると、痛くも痒くもございませんという印象ということを聞いております。

他に何かございましたら。特になければ、この報告はこれで。

中原次長　この場をお借りしまして、委員の変更についてご紹介をさせていただきます。今回の審議会から、一般社団法人かずさ青年会議所の方から原委員に新たにお願いをする形になりましたので、この場をお借りしましてご紹介申し上げます。原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました、以上でございます。

小林会長　１０分ぐらい休憩をとりましょうか。３時２５分まで休憩ということで。

（休憩後）

小林会長　それでは再開いたします。

続きまして、事務局の方から、個人情報取扱事務の届出の報告について、説明をお願いいたします。

河上係長　はい、それでは私より、本審議会での個人情報取扱事務の届出について、ご説明をさせていただきます。

現在の委員になられてから２回目の報告になります。１年ぶりとなり、委員も代わられた点もございますので、制度の概要からご説明をさせていただきます。

個人情報の取扱事務の届出につきましては、令和５年４月１日からは、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例に規定している制度でございます。

本日、関係法令としてお配りしております木更津市情報公開総合推進審議会規則を１枚めくっていただきますと、今申し上げました木更津市個人情報の保護に関する法律施

行条例というものがございます。

この個人情報取扱事務の届出につきましては、それ以前、木更津市の個人情報保護条例で規定していたときから制度がございます。

令和５年４月１日からは、個人情報保護制度について大きな制度改正がございまして、国の個人情報保護法に基づき運用しております。それ以前につきましては各自治体で個人情報についての保護についての条例を設け、規定しておりました。

個人情報の取扱事務の届出につきましては、市の行う事務での個人情報の取扱状況を明確にし、法令に反する取り扱いを防止すること、また、市がどのような個人情報を保有しているか、どのように利用しているかを市民が知ることができるようにし、自己の個人情報の開示請求の権利の行使に資するために、条例で設けている制度でございます。

この後また詳しくご紹介しますが、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条でこの旨が規定されております。

令和４年度までは、この審査会で報告を義務づけ、事務を所管する課が出席し、報告に対する質問または意見に対して、事務を所管する課が回答をしておりました。

実質的には個別の案件ごとに、審議、意見、ご承認などをいただくような形をとっておりました。ところが、令和５年４月１日からの個人情報保護制度の変更に伴いまして、その中で、各自治体に対して審議会への報告について、何件か見解が示されました。

個別の案件の処理について審議会への報告や意見聴取を要件化することについては、法の趣旨から許容されないという見解と、一方で、個人情報の取り扱いの全般についての報告については可能との見解が示されております。

この制度改正と、国の見解、あと本審議会の方でも、当時調整、審議いただきまして、前回の報告から、今から申し上げます内容で報告を行っております。

１つ目が、事務局より届出について取りまとめて報告を行います。各事務の所管課の方の出席については今回行っておりません。

２つ目、全般を通してのご意見などがあれば、せっかくいただきますご意見ですので所管課に伝えまして、場合によっては所管課の方で個人情報の取り扱いの届出を修正し、次回の審議会で報告が行われます。

３つ目としましては、用語などの説明につきましては、可能な範囲で事務局の方でお答えさせていただきます。

４つ目といたしまして、届出において事務局では説明がつかない部分がありましたら、後日になりますが、原課の方から書面等で回答させていただくようなことがあります。

このような流れで報告をさせていただきたいと思います。

小林会長　ありがとうございました。

要するに、改正個人情報保護法の施行に伴って本市でも、個人情報保護法施行条例がスタートしたと。その改正前の条例においては、この審議会でこれからやっていただくような届出の報告に関しては条例上義務化されていたのですね。

その義務化という点に関して、今、河上さんの方からもご説明があったように、改正個人情報保護法に照らすと、その義務化はむしろ、それに背離する可能性がある、ということでしたね。

法律がそのようなことになっているので、本市の条例における義務化というものが改正されて、今の説明にもあったようにいわば市当局の裁量に基づく報告ということになるわけですね。

したがいまして、条例改正前であれば、この審議会の報告の場で様々な意見というものが出され、事案によっては担当部局の方がその場で、改めますといったような発言をされたということがたびたびございました。そういうことがこの条例改正後はなくなるということになるわけですね。

皆さん、そのあたりを十分にご承知していただいて、もちろんご意見を出されるのは問題ないですが、それを事務局の方が持って帰っていただいて、検討していただく、そういう意見の表明になるということを十分ご承知しておいてください。

それからもう１点申し上げますと、あらかじめ郵送されております書類を皆さん熟読されているという前提で、この場に臨んでらっしゃると思いますので、今の意見表明もそうですけど、細かい事務に関する質問等はできるだけ避けていただきたい。時間もございますので、その点よろしくお願いいたします。

河上係長　わかりやすい説明ありがとうございます。では続きまして届出についての説明を続けます。

届出につきましては今回、新規、変更、廃止の届出を合わせて全部で２６件ございます。

限られた時間内での報告となりますので、今回お配りさせていただいております個人情報取扱事務届出の一覧表、こちらの１ページ目にあります、新規の事務届出１２件、同じく１ページに記載があります、変更に係る事務の届出４件、２ページ目にあります、組織改正に関する変更４件、廃止の事務届出につきまして６件、事務局よりまとめてご報告をさせていただきます。

小林会長　全部まとめて一挙に報告されて、そのあと質問であるとか場合によっては意見というものを我々が最後に出すという流れですね、わかりました。

特に新規の事務に関しての説明に一番時間を取られるのではないかと思います。１２件あって、表題だけ見てもおわかりのように、特に３、パートナーシップ・ファミリーシップという言葉、概念が出ております。それから７に関して、低所得者支援という概念も出ています。この３、７あたりが、特にセンシティブな個人情報が、業務の中で扱われていることが推察できますよね。

こういった辺りを中心にして、皆さん報告を聞いていただければと思います。

石井主査　総務課の石井と申します。私からは、まず新規の個人情報を取り扱う事務届出についてご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

個人情報取扱事務届の報告をする前に、この報告の根拠などについて簡単にご説明を

させていただきたいと思います。
先ほど河上の方からも話のありました、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例とあります本日お配りしました資料、こちらをご覧ください。
個人情報取扱事務届出につきましては、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条に規定がございます。
第３条第１項で、実施機関は、個人情報取扱事務を開始するときは、個人情報取扱事務の名称、目的、記録項目など、条例所定の事項を届け出なければならない旨を規定しております。変更や廃止についても同様でございます。
そして、市長は同条第６項により、届出があったときは、届出に係る事項を審議会に報告することができるとされており、今回はこの規定により報告をするものでございます。
それでは各届出の報告に移ります。
事前に送付いたしました、１枚紙の個人情報取扱事務届出一覧表、それからホチキス止めされております個人情報取扱事務届と個人情報取扱事務届説明資料、この３点をご用意ください。
取扱事務届出と説明資料の表紙にも記載がございますが、右上に刻印されている数字と一覧表の左側に記載されている数字が対応しております。
これら３点の資料を使い、一覧表に記載されている順番に沿って報告をいたしますのでよろしくお願いいたします。
それでは１件ずつご説明いたします。
初めに、資料のナンバリング１「包括連携協定に基づく移住・定住に係るアンケート調査」に関する事務をご覧ください。
こちらは企画部オーガニックシティ推進課の事務になります。
届出の報告が初回であること、また新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、この届出を例として簡単に届出書の見方についてご説明させていただきます。
それでは、表形式になっております「個人情報取扱事務届」をご覧ください。上の方から順にご説明いたします。まず、「事務の目的及び概要」「収集理由」「対象者の範囲」の３項目ですが、「事務の目的及び概要」にはその事務を行う目的や概要について、「収集理由」には個人情報を収集する理由について、「対象者の範囲」には個人情報を収集する対象者について簡単にまとめられております。
その下の「事務の委託の有無」は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託し、委託する事務の中に個人情報が含まれる場合に選択するものになります。今回は実施機関のみで取り扱いますので「なし」ということになります。その隣の「オンライン結合の有無」は、外部と通信回線で繋がっている場合に選択するものになります。こちらも今回は外部とは繋がっていないので「なし」となります。
次に、２行下にあります「利用目的以外の目的のための経常的な自らの利用」と「利用目的以外の目的のための経常的な提供」ですが、原則といたしまして、収集した個人情報

につきましては、その事務の目的以外で取り扱うことはできないのですが、本日お配りしました関係例規の資料にあります個人情報の保護に関する法律第６９条第 1 項の法令に基づく場合又は第２項の各号のいずれかに該当する場合は、例外として目的外利用又は外部提供をすることができると規定されております。今回はそのような利用はありませんので、「なし」となります。もし該当する場合は提供先などが記載されることになります。

次に、６行下の、表が細かくなっているところの真ん中ほどにあります「記録項目」と「収集先」ですが、「記録項目」については収集する項目に関して、左から二列目「選択」の列のところが〇と表記されております。「収集先」はその個人情報を誰から集めるかについて、記載されております。

この事務ですと、「氏名」及び「住所・居所」の情報は実施機関内部から収集している、ということになります。一番右側の「提供先」の列ですが、外部提供する場合に提供先が記載されます。今回はございませんので「なし」となっております。

届出書の見方についての説明は以上となります。

それでは、この事務の内容についてご説明させていただきます。こちらは、木更津市に転入した方の居住地選択の要因を把握することで、本市が転入による人口増加を目指す場合の戦略を描くための参考資料とするため、アンケートを行う事務です。アンケートを送付するに当たり、対象となる市民の個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング２「行政書士相談に関する事務」をご覧ください。こちらは、市民部地域共生推進課の事務になります。これは、市民の暮らしの中で起こる行政手続きや民事上起こるさまざまな法律相談に関する無料の行政書士相談を行う事務です。相談者とやりとりをするにあたり、相談者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング３「木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する事務」をご覧ください。先ほどと同じく市民部地域共生推進課の事務になります。こちらは、お互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓、それから子や親等を家族として宣誓したことを市が証明する事務です。この事務では、宣誓者や宣誓書に記載された方に係る個人情報を取り扱います。なお、この事務につきましては、事務自体は令和５年４月１日より開始していたのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

続いて、資料のナンバリング４「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金に関する事務」をご覧ください。先ほどと同じく市民部地域共生推進課の事務になります。こちらは、自転車乗車中の交通事故により亡くなる方の多くが頭部に致命傷を負っていることから、交通事故による死亡事故の減少を図るため、自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助する事務です。この事務では、補助金の支給を行うにあたり、申請をされた方の個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング５「木更津市保育士修学資金貸付事業に関する事務」をご

覧ください。こちらは、健康こども部こども保育課の事務になります。これは、保育士の確保を図ることを目的に、将来市内に所在する保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金の貸付を行う事務です。この事務では、貸付金の支給を行うにあたり、振込先となる口座情報や在学先、勤務先などの申請者に係る個人情報、また連帯保証人に係る個人情報などを取り扱います。なお、この事務につきましては、事務自体は令和４年９月２３日より開始していたのですが、事務の開始日を過ぎての届出となってしまったことをご報告いたします。申し訳ございませんでした。

続いて、資料のナンバリング６「老人福祉センター愛称選定事務」をご覧ください。こちらは、福祉部高齢者福祉課の事務になります。これは、老人福祉センターの開館５０周年を記念して、老人福祉センターの愛称を募集、選定する事務です。この事務では、応募者の特定や優秀者を表彰するため、応募者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング７「木更津市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付金）の給付に関する事務」をご覧ください。こちらは、福祉部福祉相談課の事務になります。これは、令和５年１１月に閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において定められた給付金・定額減税の一体措置に関し、納税額が少ないため控除しきれない住民を対象に、定額減税と同等の措置がなされるよう給付金を支給する事務です。給付の対象となる市民を特定するため、対象者の個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング８「木更津市非課税世帯等給付金に関する事務」をご覧ください。先ほどと同じく福祉部福祉相談課の事務になります。こちらは、先ほどの事務と同様に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において定められた給付金・定額減税の一体措置として、非課税世帯等に対し給付金を支給する事務です。対象となる世帯に児童がいる場合には給付金を加算するため、申請者や申請者の同一世帯員に係る個人情報を取り扱います。また、代理人による申請も可能であるため、代理人に係る個人情報も取り扱います。

続いて、資料のナンバリング９「第２次木更津市環境基本計画改定に係る市民アンケートに関する事務」をご覧ください。こちらは、環境部環境政策課の事務になります。これは、木更津市環境基本計画の改定にあたり、今後の環境施策の基礎資料として活用することを目的に、市民を対象にアンケートを実施する事務です。アンケートを送付するに当たり、対象となる市民の個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング１０「きさらづ料理レシピコンテストに関する事務」をご覧ください。こちらは、経済部農林水産課の事務になります。これは、食育基本法に基づく木更津市食育推進計画を推進するにあたり、地元産食材の使用や食品ロス等の削減につなげるため料理レシピコンテストを開催することにより、地場産農林水産物や農業への理解と環境に配慮した食育を推進するための事務です。この事務では、応募者の特定や応募資格を確認するため、応募者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング１１「農作業収穫体験会実施に関する事務」をご覧くださ

い。先ほどと同じく経済部農林水産課の事務になります。こちらは、先ほどの事務と同様に「木更津市食育推進計画」に基づき、食や農業への理解を高め食育を推進するため、農作業に係る講話や収穫体験を行う農作業収穫体験会を実施する事務です。参加希望者を特定するため、申込者を含め参加を希望する人全員の個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング１２「夏休み親子クッキング教室に関する事務」をご覧ください。先ほどと同じく経済部農林水産課の事務になります。こちらは、先ほどの「農作業収穫体験会実施に関する事務」、さらに１つ前の「きさらづ料理レシピコンテストに関する事務」と同様に木更津市食育推進計画に基づき、食や農業への理解を高め食育を推進することを目的に、地元産農林水産物を使用した夏休み親子クッキング教室を開催する事務です。参加希望者を特定するため、申込者を含め参加を希望する人全員の個人情報を取り扱います。

新規の届出に係る報告は、以上でございます。

小林会長　新規に関しての１２件ですが、ご質問を中心に、何かございましたらお願いいたします。

特に見ていただきたいのは、各業務で取り扱われる個人情報ですね。たくさんの項目立てがありますが、業務によってはほとんどチェックの×のついているものもあれば、半分以上〇のついているものもあります。

特に先ほど私が例に挙げた３、７、それから８ですね、業務の性質上〇の数が多くならざるをえないということになるのですけど、そのあたりを中心にして皆さんに見ていただければと思います。ご異議ございませんでしょうか。

特になければ、新規に関してはこれで終了ということで、続きまして、変更事務に関してお願いします。

石井主査　それでは、変更事務及び廃止事務に係る各届出の報告に移ります。

お手元にございます、個人情報取扱事務届出一覧表の１ページ目の下部にあります「変更事務」をご覧ください。こちらは既存の事務の変更に係る届出で、全部で４件ございます。新規事務の時と同様に、個人情報取扱事務届出書とその説明資料をあわせてご覧いただければと思います。なお、変更事務については、各資料の変更部分にアンダーラインを引いておりますので、そこを中心にご確認いただければと思います。

はじめに、資料のナンバリング１３「避難行動要支援者名簿に関する事務」をご覧ください。こちらは総務部危機管理課の事務になります。この事務は、災害が発生した場合や発生することが予測される場合に、何かしらの支援が必要になると思われる方の避難支援等を被災現場において迅速に行えるようにするため、名簿を作成し利用できるようにする事務です。こちらは、要支援者に係る名簿への登録を代理人が申請することがあることから、代理人を特定するために代理人に係る情報を新たに記録項目として追加しております。また、要支援者に係る記録項目について見直しを行い、個人識別符号と公的扶助・給付を追加しております。

続きまして、資料のナンバリング１４「指定ごみ袋配布事業に関する事務」をご覧ください。こちらは、環境部資源循環推進課の事務になります。この事務は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、市民への生活支援の一環として燃やせるごみ専用指定ごみ袋の無料配布を行う事務です。こちらは、以前にも同様の事務を実施していたのですが、根拠となる交付金の名称及び無料配布の対象となる市民の条件を変更し新たに実施することから、それらに係る部分の記述を変更しております。

続きまして、資料のナンバリング１５「火災・災害等に関する事務」をご覧ください。こちらは消防本部予防課の事務になります。この事務は、消防法第３１条に基づき、火災の原因や損害の調査を行うほか、木更津市火災原因調査規程に基づき、火災証明書の交付や罹災者の支援、必要と認められる機関に対して火災又は災害の概要を報告する事務です。こちらは、事務の見直しに伴い事務の説明内容の一部修正、及び各調査書類について名称を一部修正しております。また、記録項目についても見直しを行い、その他として火災番号と建築士登録番号を記録項目として追加するとともに、情報の提供先についても見直しを行っております。

続きまして、資料のナンバリング１６「１１９番通報等に伴う事務」をご覧ください。こちらは消防署の事務になります。

この事務は、１１９番通報等により災害通報を受報し、災害の種別や規模等必要な事項を的確に把握することにより、災害に対し迅速かつ的確に出動するとともに、救急事案においては傷病者の情報を関係機関に連絡し、各種の報告書を作成する事務です。こちらは、事務の見直しにより、記録項目として新たに病歴、心身機能の障害、またその他として車両番号及び傷病者番号を追加しております。

続きまして、所管変更に係る事務についてご説明いたします。届出の一覧表、２ページ目の上段にあります「組織改正による所管変更」をご覧ください。こちらは、所管変更により届出が提出されたもので、全部で４件ございます。上から順に、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務」、「障害児通所給付費等の支給決定等に関する事務」、「児童福祉法に基づく障害児通所支援におけるやむを得ない事由による措置に関する事務」については、障がい福祉課からこども発達支援課へ、「請西子育て支援センターの管理運営に関する事務」についてはこども保育課から子育て支援課へ変更となりました。

最後に、廃止事務についてご説明いたします。届出の一覧表の２ページ目中段の「廃止事務」をご覧ください。こちらは、事務が廃止されたことにより届出が提出されたもので、一覧表に記載されているとおり、全部で６件の事務が廃止されました。

私からの説明は以上でございます。

小林会長　はい、以上のような変更事務、組織改正による所管変更に関する事務、それから廃止事務に関するご報告でした。何かご質問等はございませんでしょうか。

それでは、個人情報の取扱事務届の報告は、これにて終了ということにさせていただき

ます。

それでは続きまして最後の議題の３、その他、事務局より報告をお願いいたします。

河上係長　はい。１件目につきまして特段資料はご用意させていただいておりません。

昨年、令和６年１２月６日に、情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムというものがございまして、こちらに私が事務局職員として参加いたしました。今まさに集まっていただいている、こういった委員の皆様ですとか、事務局の職員、全国の自治体の職員や国の職員などが集まるフォーラムでございます。

このフォーラムで扱った内容ですけれども、情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況の課題について、意見交換が行われました。

今回は、オンラインによるズームでの開催という形で行われました。今年度のフォーラムでは、個人情報保護の運用状況について報告がされまして、意見交換では、主に情報公開請求においての開示請求の濫用についての意見が交わされました。簡単にご報告をさせていただきます。

全国の地方公共団体の個人情報保護法の運用状況として、国の個人情報保護委員会の事務局の参事官から報告がございました。

その中で開示請求に係る徴収に関する手数料の調査についてのご報告がございました。

各地方公共団体総数３，２９７のうち、３，２３４の団体が開示請求手数料を無料としているという旨の報告がございました。

開示の実施の手数料、先ほどは申請に関する手数料ですが、開示を実施する手数料、例えば個人情報の写しを交付する場合の複写料や送付に係る費用負担などを求める、こういった手数料を規定しているのが３，２４１団体あるという報告がなされました。

本市におきましても、この申請手数料は無料としております。写しの交付の手数料のみ規定をしているような形ですので、大多数の自治体と本市の方も基本的に同じということが、わかったところでございます。

また、本市でもございましたが、個人情報の漏えい等について個人情報保護委員会の方から報告、注意点がございました。

特に個人情報の取り扱いを行う業務を市が外部に委託する際に、委託先において、委託された業務の範囲外で個人情報の取り扱いが行われないよう、委託先における個人情報の取り扱いの内容や、契約する際の契約状況をしっかり確認した上で、委託先に対して市の方で適切な監督をしてくださいという形の報告などがされました。

本市では、必ず外部に委託する際の契約書には、目的外に利用しないことなどを定めた特約を定めておりますこと、あわせてご報告させていただきます。

続きまして、意見交換の方でございました、情報公開請求における開示請求の権利の濫用について、議題として取り上げられました。

開示請求における権利の濫用とは、例えば、極めて大量の行政文書を対象とする膨大な数の開示請求が、１人の開示請求者によって行われることなどです。開示請求制度の趣旨

から乖離し、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱する開示請求が、開示請求における権利の濫用と言われております。

本当にごくごく簡単に申し上げますと、開示請求制度を悪用して、行政側に負担を強いるような目的、あるいは行政側の方に何か要求を通す目的などで行われるケースがあると報告がございました。

これについては、東京都で令和４年度に悪質な開示請求が続いたため、ある一定の基準を設けて、この基準を満たすと開示請求手続きを行わないというような形の基準を作ったそうです。ここ最近は、ホームページで公表した基準を満たさないすれすれの大量請求が来ているというような状況があって、今頭を悩ませているというような報告がございました。

同じく横浜市の方でも権利濫用があるということで、こちらにつきましては条例で権利の濫用を認めないという形の規定を設けて、そういった請求が来た場合には却下として対応しているというような形の報告などがございました。

参加者からは、開示請求の手数料、例えば本市ですと情報公開１件２００円の手数料を取っているのですが、実際には２～３万円コストがかかっているから手数料を値上げしたほうがいいのではないかというご意見や、これに対し、手数料を値上げするというのは情報公開という制度からよろしくないのではないか、経済活動の基本になる資料では他の制度で無料となっているケースもあるため、まだまだ議論をしていく必要がある、行政側は冷静に対応していった方がいい、というようなご意見などがございました。

以上が、フォーラムについての報告になります。

小林会長　ありがとうございました。今のご報告について、ご質問等はございませんでしょうか。

では私の方から。このフォーラムの１つの中心テーマになったという、権利の濫用と言っても過言ではないぐらいの大量の情報公開請求、本市においてはそういった事例があるのでしょうか。

河上係長　今のところは、幸いなことにないですが、ただ開示請求制度がかなり使われるようになってきました。ここ１、２年は開示請求自体は増えてはいるんですが、こういった権利の濫用というような形では今のところないという形になります。

小林会長　権利の濫用の１つの歯止めにもなり得るのかなと今思ったのですが、本市においては、申請時の手数料、実施時の手数料は。

河上係長　こちらは開示実施時、開示請求した文書をお渡しするときに、１件あたり２００円と、１枚当たり１０円の手数料を徴収しているような形になります。

小林会長　というと申請時は無料ということですね。わかりました。

特に質問がございませんので、次の報告、条例改正に関して。

河上係長　こちらにつきましては、資料としまして簡単なものをご用意させていただいております。

お配りさせていただきました、個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらの一番下に３／５とあるページになります。新旧対照表の方でも、附則の第３条の規定のところの部分になります。

こちらについて、改正を行う必要がありましたので、ご報告をさせていただきます。

新旧対照表の右側が現在の規定になります。左側にありますのが、これから改正を行う新規定になります。

新旧対照表を見ていただきますと、第３条の第４項と第５項にアンダーラインが引いてあるのですが、懲役という用語が右側の方に書いてございます。こちらを拘禁刑というような形に改正をしております。

これは、刑法の一部を改正する法律が公布されまして、懲役、禁錮という刑にかわって拘禁刑という刑が創設されるという刑法の改正がございました。

これに伴いまして、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例の付則第３条にございます、こちらの懲役という用語につきまして改正を行うところでございます。

本市の３月の市議会の方に、こちらの改正案の方を提案しております。

この刑法の改正が今年の６月１日から施行されますので、本条例も３月議会で議決をされましたら、令和７年６月１日に改正されるような形で施行をいたします。

この改正は本市の条例ではありますが、刑法の改正による用語の改正のため、本審議会の方には報告のみとさせていただいております。

小林会長　以上について、刑法の条文の改正に伴う本市条例の、条文上の改正ということですね。

河上係長　はい。

小林会長　念のためですが、懲役刑は廃止されていません。条文が拘禁刑に改正されたということですね。

河上係長　ありがとうございます。

では続きまして、個人情報保護に関する法律施行規則の一部改正についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、別添で保有個人情報の開示請求書というＡ４の用紙を１枚、用意させていただいております。

こちらは、木更津市個人情報の保護に関する法律施行規則で規定をしております、保有個人情報の開示請求書になります。

前回の審議会でも審議していただいたところではありますが、健康保険の被保険者証が廃止になりまして、いわゆる個人番号カードに保険証が入り込むという形になります。

この改正に伴いまして、この開示請求書の下の方にございます、請求者の本人確認書類の中に、健康保険の被保険者証という記載がございました。こちらにつきましても、アンダーラインがついているところですがこれを削るような形をしております。

この規則の改正につきましては、この様式自体が国の個人情報保護委員会から示され

ているものになっており、健康保険証の廃止も健康保険法の各法の改正に伴うものになります。今回は、他の制度の変更に伴い、様式中の用語の削除を行っているという形ですので、本審議会の方では報告のみをさせていただきまして、すでに１２月２日付で、この規則の様式については改正をさせていただいております。

小林会長　はい。これが最後の報告ですね。

以上について何かご質問等がありますか。特にございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして令和６年度第３回木更津市情報公開総合推進審議会を終了といたします。長時間にわたりご苦労さまでございました。ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和７年３月３１日

木更津市情報公開総合推進審議会会長　　小林　伸一